改正後	改正前
（届出事項等） **第二百二十四条**　（略） 2・3　（略） 4　第一項第二十二号に規定する不祥事件とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 一・二　（略） 三　準用金融商品取引法第三十八条第二号から第六号まで又は第九号の規定に違反する行為 四～六　（略） 5・6　（略）	（届出事項等） **第二百二十四条**　（略） 2・3　（略） 4　第一項第二十二号に規定する不祥事件とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 一・二　（略） 三　準用金融商品取引法第三十八条第二号から第六号まで又は第八号の規定に違反する行為 四～六　（略） 5・6　（略）

附　則

この省令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第五十号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、高速取引行為となる情報の伝達先として金融庁長官が指定するものを次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年十二月二十七日

金融庁長官　森　信親

一　株式会社東京証券取引所
二　株式会社大阪取引所
三　株式会社名古屋証券取引所
四　証券会員制法人福岡証券取引所
五　証券会員制法人札幌証券取引所
六　ＳＢＩジャパンネクスト証券株式会社
七　チャイエックス・ジャパン株式会社

○金融庁告示第五十一号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十九年内閣府令第五十五号）の施行に伴い、金融商品取引業等に関する内閣府令第三百二十八条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件（平成二十八年金融庁告示第二号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日（平成三十年四月一日）から適用する。

平成二十九年十二月二十七日

金融庁長官　森　信親

改正後	改正前
第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第三百四十九条に規定する金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるものは、次に掲げる書類とする。 ［一～五　略］ **第二条**　府令第三百四十九条に規定する情報通信の技術を利用する方法であって金融庁長官が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 ［一・二　略］	**第一条**　金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第三百二十八条に規定する金融庁長官等に提出する書類のうち金融庁長官が定めるものは、次に掲げる書類とする。 ［一～五　同上］ **第二条**　府令第三百二十八条に規定する情報通信の技術を利用する方法であって金融庁長官が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 ［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁財務省告示第一号

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十七号）の施行に伴い、金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件（平成十九年金融庁財務省告示第三号）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成三十年四月一日）から適用する。

平成二十九年十二月二十七日

金融庁長官　森　信親
財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第十八条の七第一号に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する業務は、金融商品取引法（以下「法」という。）第三十五条第一項の規定により行う業務のうち、次に掲げるもの以外のものとする。 一　［略］ 二　法第三十五条第一項第九号に掲げる行為（次に掲げる業務に係るものに限る。）を行う業務	**第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］